

山梨県公報

第二千五百五十三号

平成二十七年

十月二十六日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………六八三

○道路の供用開始……………六八三

公告

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………六八四

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(五件)……………六八五

○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………六八八

告示

山梨県告示第三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年十一月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年十月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北都留郡丹波山村字親川三九〇〇番の一地 先から 北都留郡丹波山村字親川三九〇〇番の一地	旧	一三・六、 四五・一	四六・四

先まで

新 一九・九、
四九・六

四六・四

山梨県告示第三百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年十一月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年十月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	北都留郡丹波山村字古寺四八三五番の三地 先から 北都留郡丹波山村字古寺四八三五番の三地 先まで	旧	一四・〇、 一九・三
	新	一七・〇、 二九・四	五九・二

山梨県告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年十一月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十七年十月二十六日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日

県道	平林青柳線	南巨摩郡富士川町平林字下河原	一三八・四	平成二十七年十月二十
		一四六一番の一地先から		六日
		南巨摩郡富士川町春米字北山二六〇一番の一地先まで		

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

平成二十七年十月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
西尾 徹	市川メデイカ ルクリニック	山梨県西八代郡市川 三郷町高田五百十八 番地一	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問看護（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーショ ン（みなし） 訪問リハビリテ ーション（みな し） 訪問看護 （みなし）	平成二十七 年九月一日

西山 伸司	福富 みずほ	あけの歯科医 院	所	山梨県北杜市高根町 清里三千五百四十五 番地二千四百四十八	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問看護（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーショ ン（みなし） 訪問リハビリテ ーション（みな し）	同
山梨県北杜市明野町 上手六百五十番地一					介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問看護（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーショ ン（みなし） 訪問リハビリテ ーション（みな し）	同

株式会社日医調剤	株式会社日医調剤市川訪問看護ステーション	山梨県西八代郡市川三郷町高田五百十八番地一	介護予防訪問看護 訪問看護	同
医療法人景雲会	勝沼ナーシングセンター訪問リハビリテーション	山梨県甲州市勝沼町菱山四千三百番地	介護予防訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション	同
ケーツーメディアイカル株式会社	ケーツーメディアイカル株式会社市川三郷薬局	山梨県西八代郡市川三郷町高田五百十七番地二	介護予防居宅療養管理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	同
株式会社Wolnderful Life	デイサービスとりじん	山梨県南アルプス市小笠原四百九十一番地	介護予防通所介護 通所介護	同
株式会社信玄	ケア信玄	山梨県甲斐市西八幡二千二百二十二番地	居宅介護支援	同
株式会社NA S	藍	山梨県甲州市勝沼町山八百九十八番地	居宅介護支援	同
有限会社ハピネスフレンド	デイサービスセンターつどい	山梨県甲斐市西八幡千百九十六番地	介護予防通所介護 通所介護	平成二十七年九月五日
株式会社徳様	ケアプランみ	山梨県甲斐市富竹新	居宅介護支援	平成二十七年

会	ゆき	田五百七十五番地一 一階二号	年九月十五日
合同会社和楽	デイサービス 和楽の家	山梨県甲州市羽黒町三百五十九番地十三	介護予防通所介護 通所介護
有限会社ひだまり	デイサービス ふじざくら	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門落合前七百六番地	介護予防通所介護
合同会社グッドベース	グッドベース 居宅介護支援 事業所	山梨県韮崎市富士見一丁目五番五号 韮崎エステートビル三階 K室	居宅介護支援
			同

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市大月町花咲字さす平四〇六〇、四〇六一	古澤進
大月市大月町花咲字さす平四〇五九	星野好巳

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年九月十四日山梨県告示第二百九十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を大月市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年十月二十六日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
大月市猿橋町猿橋字桐久保二八八七	小倉養蚕実行組合

- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年九月十四日山梨県告示第二百九十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を小菅村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年十月二十六日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡小菅村字小米沢三九二の一、三九三の一、三九三の二	桑原藤正
北都留郡小菅村字小米沢三九四の一	守重郁夫
北都留郡小菅村字神楽入五三九	守重清孝
北都留郡小菅村字神楽入五四一、字栗山六五三	守重全作
北都留郡小菅村字大長作一三三二	大久保長三郎、長田國平、長田義春、奈良伊奈吉、奈良寛治朗、奈良角太郎、奈良和市、奈良金平、奈良喜之甫、奈良久四郎、奈良庄右衛門、奈良千吉、奈良忠平、奈良鶴次郎、奈良寅平、奈良百蔵、奈良兵三郎、奈良美代吉、奈良由太郎、奈良彌貞、奈良善之吉、奈良善次郎

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年九月十四日山梨県告示第二百九十三号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町落合字中丸三三二二から三三二二丹澤秀人四まで、三五二七の一、字網倉三八五五	

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年九月二十八日山梨県告示第三百一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を市川三郷町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十六日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
西八代郡市川三郷町下芦川字向島一〇一〇	河野公男、河野國男

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び市川三郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年九月二十八日山梨県告示第三百二号

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年二月二十六日まで縦覧に供する。
 平成二十七年十月二十六日

届出者 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
巨摩野農業協同組合 代表理事 小池通義 代表理事 小笠原潤 代表理事 秋山富士夫 三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社 代表取締役 田中敬士	山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地 東京都港区芝浦一丁目二番三号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 南アルプス市白根複合施設
 - (二) 所在地 山梨県南アルプス市在家塚千二百七十一番地の一外
- 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
巨摩野農業協同組合	山梨県南アルプス市小笠原四百五十五

代表理事 小池通義 代表理事 小笠原潤 代表理事 秋山富士夫	番地
三井住友トラスト・パナソニックファイ ナンス株式会社 代表取締役 田中敬士	東京都港区芝浦一丁目二番三号

- 3 変更の年月日
平成二十六年四月二十六日外
届出年月日
平成二十七年九月二十五日
- 4 縦覧場所
山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター